

## 第17回大和高田市個人情報保護運営審議会 会議要録

◇日 時：令和2年1月30日（木）午後2時00分～午後2時30分

◇場 所：本庁 4階 会議室

◇出席者

委 員 片桐直人 布施正保 桐山修一 野島佳枝 磯部昌淳

傍 聴 人 なし

事 務 局 法務情報課：課長 島田康貴 課長補佐兼情報管理係長 柏田守彦

法務係長 岡崎剛史 法務係主事 伊勢巧馬、西川以純

担 当 課 教育総務課：課長 村岡司朗 総務係長 寺田五月 主任 松田哲郎

◇諮問案件 (1) 奈良県統合型校務支援システムの導入に伴い、教育委員会ネットワークを外部ネットワーク上にあるデータセンターと電子計算機結合することについて

(2) 継続審議事項 大和高田市個人情報保護条例の一部改正について

◇会議内容

事務局	<p>ただいまから、第17回大和高田市個人情報保護運営審議会を開催いたします。</p> <p>本審議会の開催にあたりましては、「大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、市ホームページにおいて一般傍聴者を募集いたしましたところ、本日は傍聴を希望される方はおられませんでしたので、ご報告させていただきます。</p> <p>また、本日の会議内容につきましては、議事録作成の正確性を期するため、事務局にて録音させていただきます。あらかじめご了承ください。</p> <p>それでは、初めに法務情報課長の島田からご挨拶を申し上げます。</p>
法務情報課長	<p>こんにちは。法務情報課長の島田と申します。本日はご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日、ご審議いただきたい案件は、2件ございます。</p> <p>1件目は、「奈良県統合型校務支援システムの導入に伴い、教育委員会</p>

	<p>ネットワークを外部ネットワーク上にあるデータセンターと電子計算機結合することに関する諮問」です。</p> <p>こちらは、これまで紙ベースで行っていた個人情報取扱事務をシステムにより電算処理を行うに当たり、外部のデータセンターとオンライン結合することの是非について、大和高田市個人情報保護条例第10条の規定に基づき、皆様のご意見をお聴きするものでございます。</p> <p>諮問内容は、後ほど担当課（教育総務課）から説明をさせていただきます。</p> <p>そして2件目は、前回に引き続き「大和高田市個人情報保護条例の一部改正案に関する諮問」です。</p> <p>こちらは、継続審議となりました第15条の規定内容について、委員の皆様からご意見をいただくもので、条例第36条第1項の規定に基づく諮問としております。</p> <p>諮問内容は、後ほど担当から説明をさせていただきます。委員の皆様には、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは早速議事に移らせていただきます。</p> <p>議事の進行にあたりましては、大和高田市個人情報保護運営審議会規則第3条の規定に基づき、議長を片桐会長にお願いいたします。</p> <p>片桐会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは議事を進めさせていただきます。</p> <p>諮問事項の「奈良県統合型校務支援システムの導入に伴い、教育委員会ネットワークを外部ネットワーク上にあるデータセンターと電子計算機結合することについて」を、実施機関から説明願います。</p>
実施機関	<p>説明（自己紹介含む。）</p>
会長	<p>ただいまの実施機関による説明に関しまして、まずはご質問をいただいてから、ご意見を頂戴するという進め方にさせていただきます。ご質問があればどうぞ。</p>
委員	<p>県が採択していることからすると、もう導入するという前提で、話を進めているわけですね。</p>
実施機関	<p>文部科学省において、交付税措置が講じられている「教育のICT化</p>

	<p>に向けた環境整備計画5ヵ年計画」にて統合型校務支援システムの整備が提示されており、奈良県が県内各市町村に導入させることを前提に進めております。</p>
委員	<p>手作業でなされているものが、どれくらい効率化されるのですか。他の方法により効率化することはできるのではと考えられませんか。導入の必要性についてももう少し詳しく教えてください。</p>
実施機関	<p>正確性、作業効率、日ごろからの入力による事務の効率化、職員の業務時間は確実に短縮されているというデータがあります。文科省の「統合型校務支援システムの導入のための手引き」(p14)1.3 統合型校務支援システムの導入効果」の中で導入自治体での削減効果が報告されております。</p> <p>事務作業だけでなく、グループウェア等のコミュニケーションを効率化する機能もあり、効果は期待できると思われまます。</p>
	<p>他にご意見ございませんでしょうか</p> <p>奈良県全体で設置するネットワークを稼働させて、大和高田市の公務系ネットワークを接続し、ネットワーク上に生徒の個人情報をつため、必要があれば他の自治体に送信しそこで管理してもらおうということですよ。</p>
実施機関	<p>セキュリティの基準は、文科省が定めているセキュリティポリシーがあり、その環境が整備できていなければネットワークが構築できないという内容を協定書に記載する予定です。</p> <p>また、外部から接続されない絶対領域に校務型支援システムを構築します。</p>
会長	<p>仮に、現行でも、電子メールで個人情報を送信することは難しい。とはいえ、紙で出力して郵送するということを考えるとコストとか手間がかかる。そう考えると仕方ない部分もありますね。</p>
会長	<p>他に質問はございませんか。ないようですので、審議に移らせていただきます。</p> <p>「奈良県統合型校務支援システムの導入に伴い、教育委員会ネットワークを外部ネットワーク上にあるデータセンターと電子計算機結合する</p>

	ことについて」ですが、こちらについて、ご意見ございませんか。
委員	(異議なし)
会長	異議なしとのことでございますので、本件諮問を承認することとします。
事務局	ご審議ありがとうございました。続いての諮問に移るため、しばしお時間を頂戴します。 (担当課退席)
会長	続いて、継続諮問事項 「大和高田市個人情報保護条例の一部改正について」を、実施機関からの説明願います。
実施機関	説明
会長	ただいまの実施機関による説明に関しまして、ご質問はございませんか。
委員	(質問なし)
会長	では、私から質問ですが、15条以外の部分は前回審議したが、15条を直そうと思ったら2条を直さざるを得なくなったということですね。
実施機関	そのとおりです。
会長	私が見る限り、先日の誤った改正に比べればこれが正しいと思うのですがいかがでしょうか。国の行政機関個人情報保護法の規定に揃えたという理解でよろしいですか。
実施機関	はい。
会長	他にご意見ございませんか。ないようですので、審議に移らせていただきます。改正内容について、賛成や反対のご意見ございませんか。
委員	(意見なし)
会長	ないようですので、「大和高田市個人情報保護条例の一部改正について」は、承認することとします。
会長	以上で、本日の議事はすべてとなります。事務局から、今後の流れについて、報告等があればお願いします。
事務局	本日は、貴重なご意見、ご提言を賜り、誠にありがとうございました。

	<p>審議内容につきましては、事務局にて「答申書」、「会議要録」としてとりまとめ、委員の皆様のご確認を経た後、市長へ報告させていただきたいと存じます。</p> <p>また、次回の審議会は、令和2年6月中の開催を予定しております。諮問事項は未定ですが、防犯等カメラの映像の利用・提供状況の報告等がありますので、あらかじめ御承知おきください。</p>
事務局	事務局からは、以上です。
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後に、委員の皆様から、何かございませんか。ないようでございますので、本日の審議会は閉会といたします。ご審議ありがとうございました。</p>